

令和4年1月7日

保護者の皆様

那覇市立城北小学校
校長 有銘 祐子
(公印省略)

学習用タブレット端末の分散登校期間における貸与について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

GIGA スクール構想の実現のため児童生徒1人1台の学習用タブレット端末と校内Wi-Fi環境を整備し、本校においても取り組んでいるところです。

学習用タブレット端末は学校内で使用することを基本としておりますが、子どもたちの学習機会を確保するため、学習用タブレット端末を用いて自宅でも学習できるよう一定の要件において貸与することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 貸与要件

貸与における遵守事項を確認の上、学校長に対し「**那覇市学習用タブレット端末貸与申請書**」を提出してください。前回の分散登校時に提出頂いた児童については、提出の必要はありません。未提出の児童のみ、提出いただきます。

※ 学習用タブレット端末の使用にあたって、Wi-Fi環境があることが必要となります。

詳しくは下記「2 ご家庭のWi-Fi接続のお願いについて」をご覧ください

2 ご家庭のWi-Fi接続のお願いについて

学習用タブレット端末はアカウントにログインして使用するため、インターネット環境への接続が必須となります。ご家庭のWi-Fi環境に接続しご利用くださいますようお願いいたします（接続方法については別紙の資料を参考にしてください）。

臨時休業時においては、Wi-Fi環境がない世帯に対し、那覇市教育委員会よりモバイルWi-Fiルーターの貸与がございますが、数に限りがあります。希望者多数の場合は、抽選となりますので、あらかじめ御了承ください。

3 その他

- (1) 貸与した機器に係る電気代等は自己負担となります。
- (2) 貸与した機器の紛失、破損等が発生した場合には、基本的に保護者負担となります。
運搬時の扱いは慎重に行ってください。
- (3) 下記「タブレット端末貸与時遵守事項」に従い、適切な管理・活用をお願いします。
- (4) タブレット端末の夜間の使用による生活リズムの乱れが心配です。那覇市立教育研究所により、子ども達の生活習慣の乱れを防ぐため、タブレット端末の利用可能時間を6時～21時までと設定しています。終了時刻になると「インターネットOffモード」となります。

【タブレット端末貸与時遵守事項】

※貸与した機器（タブレット・充電ケーブル）の紛失・破損等が発生した場合には、基本的に保護者負担となります。使用・保管・運搬時の取扱いは慎重に行ってください。

※学習用タブレット端末・充電ケーブルは、GIGA スクール構想の実現のため児童1人1台那覇市が貸与するもので、小学校1年生から中学校3年生まで継続して使用します。

私は、貸与物品を他者に使用させ、又は転貸しません。

私は、貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損しません。

私は、貸与物品を利用し、他者の対し、被害や悪影響を与えません。

私は、貸与物品のセキュリティに係る情報を他者に漏らしません。

私は、貸与物品を学習活動以外に使用しません。

私は、貸与期間満了したときは、速やかに貸与物品を返却します。

（夏期休業延長終了時まで。学校再開時に返却します。）

私は、貸与物品を適正に管理し、紛失及び盗難に注意します。

私は、故意又は重大な過失により貸与物品を紛失、盗難及び破損させた場合はその弁償及び修理に係る費用を負担します。

私は、学校が定める規程等に反する行為を行いません。

問い合わせ先 : 城北小学校 098-917-3303